

広島県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団 石根内科循環 器科医院	三原市沼田東町片 島二五二番地五	デイサービスこ すもす	三原市沼田東町片 島二四二番地三	平成二八年五 月七日
岸田 徹	三原市宗郷三―三 ―五	宗郷町デンタル クリニック	三原市宗郷三―三 ―五	平成二八年五 月一八日
富士メデイカ ル株式会社	安芸高田市八千代 町勝田四三八番地	有料老人ホーム メリイハウス八 千代	安芸高田市八千代 町勝田四五九番地	平成二八年五 月一日